記載要領等	農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書

《使用目的》

この明細書は、次の①又は②に掲げる場合に、認定都市農地貸付け等（租税特別措置法第70条の６の４第２項第２号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第３号に規定する農園用地貸付けをいいます。以下同じです。）を行った日の翌日から２月を経過する日が認定都市農地貸付け等を行った農地の取得に係る相続税の申告書の提出期限後となるとき（当該認定都市農地貸付け等につき「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を相続税の申告書に添付して提出する場合を除きます。）に使用します。

なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

①	農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行い、当該認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合
②	贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等のうち農地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限において認定都市農地貸付け等を行っており、当該認定都市農地貸付け等を行っている農地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

《記載要領等》

１　この明細書の本文中の「第２号」又は「第３号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第３号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第２号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。

２　「番号」欄は、１筆の農地ごとに番号を付してください。

３　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記入してください。

４　「地目」欄は、登記簿上の地目を記入してください。

５　「面積」欄は、認定都市農地貸付け等を行った農地の面積を記入してください。

６　この明細書に記載した農地に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」は、認定都市農地貸付け等を行った日から２月以内に所轄の税務署長へ提出してください。

なお、届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出してください。

７　この明細書に記入した農地については、相続税の申告書第12表にも記入してください。